

義倉帳と九等戸

時野谷 滋

かを求明すれば足りるであらう。但しこの作業には他の複雑な問題がまつはりつくので、私の手に向ひかねる呉が少くない。

切に諸家の御叱正を乞ひたいと思ふ。

二

さて私がこの小論を取上げるのは、次に掲げる天平二年安房越前兩國の義倉帳に記された九等戸及び所謂外戸の構成が、社会の実態をどの程度正確に写取つてゐるかといふことである。

(佐房函)

見戸肆伯壹拾伍二戸中中
十戸下中 六十九戸下下 三戸下上

右下下已上捌拾捌戸、見輪義倉粟、

多伯貳拾伍戸、不在輪限。

大日本古く基一に收められてゐる天平二年安房
因及び越前國義倉帳断簡は、義倉制そのものの研
究の場合には勿論重要な史料として用ひられるが、
なくこの時代の社会構成、就中所謂階層分化を論
ずる場合にも屢々引用され、野外戸の夥しく見え
ることが注目されてゐる。しかし考えてみると、
このポピュラーな史料に対する史料の性格批判は
これまで行はれてゐない。そこで私はこの基礎的
作業を行ひ、その史料の限界を決定することを試
みたと思ふ。が、それは要するに、この二葉の
断簡に記された二、三行の数字が、どの程度の正
確さを以て当時の社会構成の実態を写取つてゐる

(一) 裁前田

天平二斗見戸壹任壹拾玖畑 上上戸一 上中戸四 上下戸七
下上戸十二 下中戸二十三 下下戸八
 下戸 上自餘戸九百廿九畑不在輸粟之例

以下二箇條に分けて吟味したいと思ふ。

オ一ト九等戸の格付、即ち惣玄粟の田語を借り
 九は定戸はいかにして行はれ、之の結果はどの程
 慶正確であつたかといふ問題を検討しやう。

いふまでもなく天平二年の義倉帳は、大宝令の
 規定に即つて作製された筈である。しかし周知の
 ゆうに同令は現存しないから、面倒でもこれを復
 旧しておく必要がある。まづ養老令の規定は次の
 通りである。

(1) 凡一位以下。及百姓雜色人等、皆取戸粟以爲
 義倉

(1) 上々戸二石。上中戸一石六斗。上下戸一石二
 斗。中上戸一石。中々戸八斗。中下戸六斗。
 下上戸四斗。下中戸二斗。下々戸一斗。

(2) 若稻二斗。大麥一斗五升。小麥二斗。大豆二
 斗。小豆一斗

(二) 各當粟一斗。皆與田租。同時收量。

一方慶雲三斗格水

準令。一位以下及百姓雜色人等。皆取戸粟以

爲義倉

といつてゐるから、まづ(1)の部分はそのまま大宝
 令に存任した。又ト集解義倉条の占記ト

同。如何定九等。

と見えるし、前記義倉帳もさうなつてゐるから、

(1)の九等戸の規定の存したことも間違ない。また

滝川政次郎博士の研究によれば、前記安房國義倉

帳の輸粟額は、この規定によつて算出した結果と

丁度一致する。註二従つて輸粟額も新占兩令に變化は

ない。結局(1)の部分は大宝令に存任したといへる。

(2)の換算規定も前掲占記に引く天平八年格ト

取稻一斗。監粟一斗。雜穀輸家。任情聽之。

とある規定と異なるから、即ち恐らく養老令施行

當時の實際の規定ではないから、大宝令のそれを

あると考へてよからう。(2)の部分も稻に換算する

規定があつたことすれば、大宝令にもあつたとして

不自然ではないし、寧ろ田租及び調庸に納期が明

示されてゐることから考へればこの規定もあつたであらう。

さうすると、義倉に關する規定は、新古面令の面に文字の相違はありうるとしても、その内容には全く変化がなかつたのである。

さてこの場合、九等戸をかつ規準は何小。古記は前掲の向に對して

答。計資賦定戸。即計資賦。定九等。亦臨時注置耳。

としてゐる。それは、その資賦はこのやうな方法で計算された小。直接これに對して答へてくれる史料は存しない。

三

二二を例の大室二年美濃國戸籍を振返つてみやう。固知のやうに同一戸に對して上政戸・中政戸・下政戸の三等級と共に前記九等級を以て定戸した戸籍である。この三等定戸が丁数、九等定戸が倉置にもとづくことは古く通説三戸籍博士以下の通説である。さうであれば、この場合の九等定戸は義倉

のためのものと考へるのが當然で、これまた古来の通説といつてよい。但しこの九等戸に對し、三浦國行博士の「倉置ノ外ニ、課丁ノ多少ヲモ参照スルトコロアリ」といふ疑念を、註四同博士とは全く別根拠から挿むことも出来る。といふのは、大室令に於ける九等定戸は、宮本救氏の指摘されたやうに、義倉の外、差役の場合があり、後者の場合は丁数と倉置とを問題とするからである。註五しかし既に宮本氏のいはる通り、丁数による三等戸の記載があるし、また考へてみれば後者は役丁差遣の順序を定めるにすぎない。つまり丁数と倉置による定戸がなされてゐれば、差科の順序は定め得るのである。従つて美濃が總に於ける九等定戸は、義倉のため、倉置によつて行はれたものといふ通説は支障あるべきであらう。

さうすると、二二に一つの注目すべき問題が提出されねばならない。といふのは、最近彦屋俊哉氏が西海道戸籍の口分田長田額を計算した結果、この戸籍が淨御原令に基くことを明かにし、進入る二二の美濃國戸籍も同令に基くと論ぜられたから

註六

である。もしや二つであれば、従来大室令に於まる
とされてきた義倉の制が、淨御原令に遡ることに
なる。當ら二の向題を考へよう。

虎尾氏も美濃國戸籍をも淨御原令に基くものと
考へられぬ様は次の二つである

(1) 各戸の人口数の内訳を認すに當つて男・女
、叔・婢に小計を記載してゐることは、
西海直戸籍から知られる班田方式へ垂香註・淨
御原令による班田方式を背景において考へれ
ば容易にその理由を解することが出来るが、

「それ以外の理由は考へ難いのはあるまいか。

(2) 「大室令が大体大室三王初頭から実効力を発
揮し出したと考へられるから、大室二王の
世籍を、大室令の施行による世籍と速断するこ
とは出来ないし、一方「淨御原令には六年一
籍の規定が存し、その規定に従つて持統天皇四
年を起算として十年一、大室二年と定期の世籍
がなされたと解することが可能となる。」

(3) については虎尾氏も御覧がきであらうが、養
老五年戸籍にも同氏のおぼられにやうな例が見ら

れる。例へば下總國倉麻郡意析籍藤原金弟の戸の
場合をあげると五才以下の男・女・叔・婢をこれに
ついでの小計も記載されてゐる。従つてこの場合
と同様に、大室二年美濃國の場合も、淨御原班田
方式を背景に置かないでも解釈出来るのではな
からうか。事實さういふ解釈が十分成立つと思ふ。
口については今江道氏が詳しく反駁してとら
れる。私はその内容の一々にについては後述のやう
に首肯しかねる實を少からず見出すが、ほぼ全体
として支持したいと思ふ。

さて今江氏は進んで大室二王戸籍が大室令に基
づくことを示す明かな史料として、「務・道・進
等の字が耐いてゐる」自位者の位階名記載を挙げ
てをられるが、私は更に勲位記載を加へたいと思
ふ。勲位については別に私見をまとめるつもり
があるが、これは大室令に創設されたものである。
しかし虎尾氏が問題にされたのは「官名位号籍を
除いて實際にこの令が各戸籍に到着して全面的に
採用せられるに至つた時期である。この文章か
ら察すれば、虎尾氏はすく位階名記載が大室令

に基づくことは十分認めておられると思ふ。従つてこの反論は虎尾氏によつて打撃にはならないのである。また大宝元年八月八日明法博士を六道に派し、新令を講せしめた際に、如何なる理由か従日本紀の割註によれば西海道を除いてゐる。さうすると、西海道の場合は大宝令が全面的に採用され長時期が、或は遅れたのではないかといふ疑ひを生ずる。従つて今江氏が、大宝二年の戸籍が大室令に基くものであり、虎尾氏の「指稱された田積の記載については、別途の解釈が必要であらう」とされたのは武断にすぎるといはねはなるまい。即ち、大宝令の官位令は元年三月八日に施行されてゐるのであるから、少くとも西海道戸籍に關する限り、位階名勲位名記載は大宝令に拠り、横田額記載は淨御原令に基づくといふ虎尾氏の早説は、なほ昭和二十九年度「古代史学界」の最も難かしい成果として尊重するべきである。

ところで問題は美濃國戸籍である。これを淨御原令に基くとする新説の根拠は以上の考察によつて崩れたと思ふ。しかし実は義倉の創始を大宝

令とするには、まだ問題が残つてゐる。それは従日本紀大宝二年二月条に

諸國大租。豐起稻後義倉。并兵器教文。始送干辨官。

とある記事の解釈である。義倉が大宝令に始まるとするは、その実施が早すぎはしないかといふ疑問である。義倉教文の辨官に始めて送られたといふのであるから、少くともこれ以前に、何等定戸がなされ、國毎の輸粟額が決定されてゐた筈である。とすれば何箇月か前に大宝令は実施されてゐなければならぬ。しかしこゝで考ふべきは、大宝令は坂本太郎博士のいはれるやうに「成るに従つて各部分より施行された」といふことである。^{註八}前述のやうに官位令は令全体の完成以前にすでに施行れてゐるし、今江氏は大宝元年中に公式・衣服・官貢・假寧・祿・軍防の諸令が実施されたことを推定しておられる。そして従日本紀によれば元年六月度務一に新令に依るべきことが令せられ、八月前迄のやうに新令を講ずるため明法博士が六道に差遣されてゐる。この明法博士は令に見え

ない筈であるところを見るに、特に新令の講師として權時に任命されたのではなからうか。このことは二にも新令施行に對する政府の異常な熱心とが窺はれる。かういふ背景を考えると、義倉の如きも新制であるだけに、或は成るに同時に実施されたであらう。少くとも大宝元年中に実施に移されたと考へてよいと思ふ。

以上要するに、義倉は大宝令を始めて採用され、美濃國戸籍の九等戸の記載は大宝令に基くといふ通説は今日なほ成立つと思ふ。

では、この九等定戸は具体的に考へて如何なる方法で行はれたらうか。これより前、倉富による三等定戸は、すでに日本書紀によれば天武天皇四年に行かれた例があるが、具体的に方法は解らない。しかし、ともかく三等九等の定戸が唐制に則るものであることは間違ない。曾我部靜雄博士がこの点を詳しく追求してまられる。^{註九}では唐の場合にどうか。実はそれもよく解らない。しかし次に掲げる唐会要八十五所收の天監四載三月勅は推測の材料を与へてくれると思ふ。

自今已後、每至定戸之時、宜委縣令与村都對定、審於衆議兼以實賦不得皆有愛憎以爲高下、徇其虛妄令不均乎使每等之中皆殊九當仍委太守詳覆定後明之送書

これによると定戸の実務は縣令が實賦を察して定めるのである。衆議を盛にすこはいかなる範圍を指すか盛かでないが、広く村郷の人々の評判を審察することであらうか、或は村正等の意見を問ひこといふのであらうか。何れにせよ定戸の基準となる會黨を量る尺度はあつたに相違ないが、その当の方は衆議を審察した縣令の判断によつて決せらるべきと、縣令個人の愛憎が入つてはならず、欺かれてはならないといひ、その定戸を不守が再検討して決定せよといふのである。つまり戸の實賦の評価は、一定基準にわづく機械的な計算によつて算出されるのではなく、事實上縣令の認定によつて決せられたのである。

唐の中期でさへかうであつたとするれば、まづ天武天皇四年紀の

自今以後、明衆百姓、先知富貧、簡定三等

といふ詔の實施は、文字通り地方官の明察によるものであつたであらう。恐らく大宝令の九等戸制の場合も定戸の方法は、目的は別であつたけれども、應制に依つたであらう。とすれば、我國では、郡司が定戸の義務に當り、國司が覆審して九等戸帳を收製してと思はれる。但し大宝令施行当初、郡司は何を尺度として与へられて定戸したか不明である。或は与へられなかつたのではなからうか。養老頃には曾我部博士の指攝されるように、^{註。}實際上奴婢の數によつて定戸が行はれた。しかし美濃国戸籍の場合は宮本氏の詳しい分析によつて、さうでないことが明かにされた。同一郡に於てなほ奴婢の所有者が下々戸に定戸され、非所有者が下中戸に入つてゐるのである。無論奴婢も主要な資財に數へられたに違ひないが、単に資財を明察して九等に定戸せよといふのであれば後にも触れるように家宅、米、牛馬なども含まれ、旧例も重んぜられ、種々醫藥の上定戸されたのであらう。

この場合、舊とは違つて郷里の事情に精通した郡司

が資財評價をしたとすれば、郡司の審察が公平に行はれる限り、その認定にはかなり正しく実情が反映してゐるかもしれない。しかしまたかういふことも考へられる。つまり政府は資財別定に明確な尺度を与へ、また別定法を示すことが出来なかつたとすれば、国毎に養倉粟の額を指令し、国はそれを郡に割賦して、郡は里に配分し、それに合せて郡司が前述のやうな方法で定戸しなかつたかということである。少くとも養倉が税である以上、予定額が考へられ、国毎に目標額を示すことも当然行はれたのではないか。この臆測を具体的に述べよう。

郡名	里名	中下戸	下上戸	下中戸	下下戸	計	備考
山方郡	三井田里	一	二	七	四〇	五〇	奴婢數 一四
加毛郡	半布里	一	二	九	四二	五四	三二

この表によれば、奴婢所有者數及び所有形態からみて、全体として、貧富の差があり、さうな里の定戸が、略々等しい比率を以て行はれてゐる。他に里全体の郷戸を知り得る戸籍はないが、一里五〇戸であれば、各里の養倉粟の割宛額に大差なく、從

8~
つて定戸の際の各等戸数割宛額を略々等しかつた
であらう。各郡の各里には中下戸一、下上戸二等
という数戸が割宛られたとすれば、少くとも各里
の最富戸が中下戸に定戸されたであらう。府県
郡府々里の所有奴婢計五九〇口という恐らく他に卓
絶した富戸が、奴婢計十三口、若しくはそれ以下
の戸と同一等級の中下戸に定戸されたのは、かう
いふ理由からであつたと思はれる。

以上は臆測に過ぎないことを繰返しておきたいが
、しかしとむかくこの格付は、あくまで郡司の認
定によつて行はれたといふことを度外に置くこと
は出来ないと思ふ。そこから郡里によつて定戸の
ための資財評価の基準に差があつたのではないか
という疑念を生ずる。従つてこの史料によつて
所謂階層分化を論ずる場合は、慎重な考慮が必要
であらうと思ふ。

四

大宝令施行当初の定戸の具体的手続は以上のや
うに推測されるが、和銅年間に到つて定戸の基準

が明示された。即ち義倉条古詔に引く和銅六年格
は次のやうにいつてゐる。

其資財百貫以上爲上々戸。……二貫以上爲下
々戸也。

これはさらに同八年、次のやうに改訂された。

其資財准錢三十貫以上爲上々。……一貫以上爲
下々也。

この資財を弋貨に換算し、その額によつて定戸す
るといふ規定は和銅格に始まるとしてよからう。
周知のやうに我國に於ける弋貨の流通は和銅開珠
の鑄造以後としか考えられないからである。そ
して集解義倉條に引く天平宝字二年格は和銅八年
格に変更を加へてゐない。従つて天平二年の義
倉帳に於ける九等定戸は和銅八年格に換つてゐる
としてよい。

さてこの格で定戸の基準は明確になつた。し
かし尚題はその場合資財の計算評定は具体的にい
つて正確に行はれたか、というよりと行ふことが
可能であつたかといふことである。周知のやう
にわが貨幣制度は実社会の必要から生れたもので

はない。従つて政府が和銅以降天つぎ早に法令を發して美貨の流通を奨励しても容易に行はれなかつたのである。勿論当時の強力な政府の重要政策ではあつたし、また続日本紀によれば和銅七年には逆手禁止令まで出てゐるから、美貨の流通を遏少評価することは戒めぬはならない。

しかし安房や越前などの「遠国」乃至「中国」にこれ認めることは不可能であらう。

養老六年、越前匡之錢調を輸してゐるが、民戸から直接美貨を調を徵集したとは考へられない。

としかく、和銅兩球の銅を發行心といふのは元年八月である。資財を美貨に換算して評価せよといふのは六年二月である。美貨の流通しない社会に於いてこの格が行はれる筈がない。そこで前述の和銅八年五月格は、次のやうに資財換算の基準を定めてゐる。

又云。奴一口准直六百文。婢一口四百文。注意すべきは奴、婢について年令の差を向題にしない点である。しかしこれでは縁奴と正奴と同値となり、不公平になるので果辭義倉桑に引く要

貞三年十一月官符は次のやうに規定してゐる。

九等戸奴婢価手。依長幼平仕仍爲正価。

さうすると和銅後格の換価規定は、甚だ粗雑であつたといはねなるまい。

では奴婢以外の資財についてはどうか。少くとも定戸と兩階して定められた史料は現はぬない。

では史料は残つてゐないが、實際に行はれた形跡があるかといふと、寧ろ反対である。続日本紀養老元年十一月条の詔は次のやうに云つてゐる。

九等戸以賤多少勿長。准賤爲定矣。

前述のやうに、これは当時奴婢の数のみによつて定戸の行はれたことを示す史料に他ならない。つまり争突上、奴婢の数のみによつて定戸が行はれてゐたため、これを規定された正価に換算して資財を算出して、口数そのものによつて算出してと差がなかつたのである。そこで換算の手続を省き、直ちに口数によつて定戸することが行はれてゐた。それを禁ずるのがこの詔である。

さて前述の美濃国の場合、奴婢の口数のみが定戸の規準ではなかつた。さうすると、この変

此は何時から始まつたか。それは恐らく和銅格以
来であらう。前記養老格の「賫」に於いて三々しと
いふのは、單に奴婢の數のみを基準とせず、資賦
全体を基準として定戸せよといふ意味であらう。

では奴婢以外の資賦は何であらうか。大宝の
令に分条は相續財産の對象として、宅・家人・奴
婢・賫物を掲げてゐる。こゝに土地は入つてゐ
ない。^{註三}但し同条古記は新墾田・園圃等を挙げて
ゐる。これは當時の通例に従つたものであらう。

か。しかし勿論相續と義倉の場合とは別である
から、園地・宅地、或は口分田なども資賦に含め
て考へられたかもしれない。次に大宝令のいふ
「賫物」とは具体的に何であらうか。天平十九
年の法隆寺及び大安寺の資賦帳^{註四}などから察すると
、牛・馬・米・石帛・手貨・貴金屬製品などが、
その主要な内容であるらしい。

しかしかういふ資賦を評価することは、前述のや
うに換算規準が定められない限り不可能であつた
以上、以上の考察を天平二年の義倉帳に於ける定戸に

絞れば、恐らく所有奴婢の口數を基準とした定戸
であると判断せざるを得ない。従つて、美濃国戸
籍の九等定戸とは、その格付の標準を異にするこ
いはぬはずでない。そして配足ではあるが郡司
の本貫は郡であるから、郡内で上級に定戸される
のは、定戸の実務を行ふ彼等自身であつたことと
考へぬはなるまい。奴婢以外の資賦の括出評定を
自らの資賦について行ふことについて、彼等は果
して熱心であつたらうか。

五

九等定戸のための資賦の法定価格は、奴婢につ
いてしか定められなかつたらしく、また事實上奴
婢のみによつて定戸が行はれたとすれば、奴婢の
正価規定について更に吟味する必要がある。前
述のようにそれは和銅入年格で「奴一口准直六百
文、婢一口四百文」と定められた。一方滝川政
次郎博士の研究によれば、「天平中期に於ける中
等の品賣を有する成年奴一人の標準価格は、緇入
百束（錢二十貫）位であり、同じく婢の場合は

六百束（錢十五貫）位であつたらうといふ。

そこで滝川博士は和銅格の法定価格を以つてこの時代の標準価格とすることには、多くの危険を感じるしとされる。^{四五} さうすると、この法定価格は「直に准じたものではなく、桁外れに安いものであつたことになる。しかしさうではあるまい。続日本紀和銅四年五月条に次の記載がある。

以穀六升当錢一文。令百姓交閉各得其利

今かりに、この六升 \parallel 一文を以つて六〇の文と四〇の文とを米に換算すれば、三六〇の升 \parallel 七二〇束と、二四〇の升 \parallel 四八〇束とになる。奴の場合には滝川博士が実例によつて計算された標準価格と大差ない。碑の場合には差がありすぎるが、これは後で考へることにしたい。但し和銅四年五月から同八年五月までには貨幣価値に差が生じたであらう。が、一方は成年奴であり、他方は長幼

の平均であらう。ともかく奴に対するかざり和銅格の法定価格は時価によつたと考へても大過ないと思ふ。和銅と天平との間の価格差は、貨幣価値が米価を標準としてみれば三〇倍近く大暴落

したからである。

さて滝川博士計算の標準価格によれば、奴と婢とは二〇貫対一五貫、即ち四対三である。従つて和銅当時、奴を時価に准じて六〇の文とすれば、婢は恐らく四五の文に近い数字であつたらう。とすれば何故に四〇の文とされたか、それは奴一、婢一を合せて一貫とするためである。前場のやうにこの格は資賦一貫以上を下々戸として勸粟戸の最低に置いたのである。しかも資賦一貫以上という数字は、前格の基準を半減して算かれたのであるから、まづこの数が定められて後、これに大数で合致するやう奴婢の価格を決定したのであらう。何れにせよ和銅格に於ける義倉粟賦課の対象となる戸の最低限は奴婢一口宛を所有する郷戸であつた。

ところで和銅以後天平年間までには、前述のやうに、貨幣価値の大暴落があつた。従つて奴婢の価格も他の物価とともに急騰し続けたのである。しかし前述のやうに少くとも天平宝字二年までは定戸の資賦基準は變つてみない。義倉条

古語は、和銅のそれをあはて、「臨時の処分のみ」としてゐる。いかに法の建前はさうであつたらう。しかし定戸のための資賦基準が變つてない以上、資賦算出のための奴婢の法定価格と變らなかつた筈である。前述の靈龜三年十一月官符も奴・婢それぞれ六百文。四百文といふ体系の中で「長幼に依つて平估を立しめることを令したものであらう。さうでなければ、實際上定戸の基準資産が刻々上昇し、従つて同等の資産の戸の等級が年々上昇し、かつて下々戸に定戸された資産と全く同等の資産を持つ戸が、二、三十年後には上々戸に格付されることになつてしまふからである。従つてかういふ経済のことでは、奴婢以外の資賦の定戸のための評価は、その現率を政府が指示しない限り実施不能である。九等戸が事實上専ら所有奴婢数によつて定戸された理由はこゝに存する。奴婢のみに依るならば、資賦の算出は枚擧的にできる。靈龜三年官符によつて具體的に如何に定まつたが解らないが、和銅格によれば簡單である。奴婢各々一口死なら下下戸、

二口死なら計二費で下中戸、奴二・婢五なら計三費二百文で下上戸に定戸すればよい。そしてこの評価が時価の何十分の一という法定価格で算出されるやうになれば、敢へて多貨に換算しても意味がない。その手續を省いて専ら奴婢の数そのものによつて定戸することが行はれたとしても不思議はないのである。

六

次に九等に格付する基準、具體的にいへば、何程の資賦を有するものを、如何等級に定戸するかという規定は、如何ようにして決定されたかという問題を検討しよう。この規定にはハツキリした変遷がある。従来の研究ではこれが系統的に把握されてゐない。すでにこれまでに觸れてきた史料を整理して考察を加へよう。

(一) 大宅令……一位以下、雜色以上、即ち「良し」民の最下層までを含めて資賦により九等に定戸し、等級ごとに差を作つて輸粟せしめる。この場合、課税戸と不課税戸との區別は身分によつて決

まる。

(B) 慶雲三年格……大宝令を修正し、中中戸以上を課税戸とし、中下戸以下は不課税とする。この場合の課、不課の区別は戸の等級によつて決まる。

(白和銅六・八年格……大宝令にもとるが、前者は資賦二貫以上、後者は一貫以上の戸に対して是等定戸を行ひ、これに大宝令と同額の粟を賦課する。この場合、課・不課の別、即ち定戸の対象となるか、ならないかは、一貫若しくは二貫以上の資賦を所有するかしないかによつて決まるのである。(白天平宝字二年格……和銅八年格に修正を加へ、定戸はこの格によるが、課税の対象を慶雲格によつて中中戸以上とする。この場合、課・不課の別は十貫以上の資賦を有するか否かによつて決まるが、定戸の対象になるか否かは、一貫以上の資賦を有するか否かによつて定まる。但しこの修正がこの格に始まるか否かは、格文のみからは断定しかねる。

(白) 延喜式……新たに内外五位以上の有位者に対

しては、位階の差に依じて輸粟せしめる規定を細へてみるが、課税の対象は中中戸以上であり、輸粟額には変化がない。但しこの新規定の追加の成立年代は不明である。

さて今こゝでは考察を当面の問題だけに限りたいが、(一)では雑色以上が必ず下々戸以上に定戸さし、輸粟の義務を負ふ。現に大宝二年美濃国の戸籍の定戸はさうなつてゐる。即ち良民で定戸に渡れる戸は存在し得ない。(二)は定戸に關する変更ではない。中下戸以下の義倉粟を免除したのは、この階層に關する限り入斗以下、一斗以上の減税である。そして美濃国戸籍によつて推察すれば、恐らく地方諸国に於いて中中戸以上に定戸されるものは数へる程しかなかつたから、事實上殆んどすべての公民の減税を意味する。これはこの格で庸が半減されたことと併せて一にするものである。無論その結果、義倉貯粟の増加は殆んど見込めなくなつたであらうが、政府は救済の貯粟を正税に求めたであらうし、事實また正税に

よる懸賞・報給が盛んに行はれてゐる。これに
 対し、大宝令に遡つて其書の再建を試みると何時
 に、慶雲格の精神をも生かさうとするのが和銅格
 である。つまり平等戸のすべてに課税する一方
 、一定の資財を持たない戸の負担を免除したので
 ある。これは実質的に如何なる意味を持つか。

まづ和銅六年格は、前述の資財評価の換算規定
 をともなつてゐなかつたとすれば、現実には実施
 不能で、結局それまでの中戸を下々戸に定戸す
 るやうなことが行はれたのではなからうか。何れ
 にせよ政府の予想した輸粟額より遙かに少ないこ
 のであつたらう。そこで政府は、課税戸の範囲を
 拡大するともに、奴婢の法定価格を定めたのであ
 らう。いまかりに美濃国戸籍で全郷戸の奴婢所
 有状態が解る加毛郡羊右里の戸籍を、時期を超越
 して使つてみると、大宝令では輸粟の対象が全体
 、即ち五三戸のすべてに及び、慶雲格では皆無、
 和銅八年格により奴婢のみで算定すれば、中下戸
 一、下々戸三、計四戸、全体の七三三が課税の対
 象となる。これに対し安房国義倉帳では輸粟の

対象となる戸は八八戸で、全体一五戸に對し二
 一%に當るが、美濃國義倉帳の場合は九九戸で全
 体一〇一戸の九・七%に當る。美濃國戸籍を使
 つた計算は十三年の年月を無視したものであり、
 その結果を天平の義倉帳と比較することはさらに
 十五年の年月を無視したものであるが、とにかく
 慶雲格に比較すれば輸粟戸の対象はかなり増加し
 たであらう。少くとも天平二年の安房越前兩國の
 状態は以上のやうであつた。

さて和銅格の場合、一定の資財を持たない戸は
 「輸粟の例に在らず」或は「輸する限に在らず」
 として定戸から除外される。これが所謂羊外戸で
 ある。さしていへば下々戸に編入さるべきものに制
 限が附せられないかぎり、下々戸に入れない戸、即
 ち羊外戸は出現しないのである。嘗て新見吉治
 博士は美濃國戸籍に羊外戸が見えず、安房越前兩
 國義倉帳にこれが見えるのは、前者は郷戸単位、
 後者は戸戸単位に定戸が行はれたからであるとし
 めたが、私は以上の考察によつて羊外戸は和銅格
 以後に出現するものであり、大宝の戸籍に見えな

いのは当然であると思ふ。なほ下川邊雄兵によつて、前国義倉帳の定戸と郷産単位であり、且つ安房國のそれは長狹郡、越前國のそれは丹生郡の義倉帳であることが明かにされてゐる。^{註七}

以下つけ足りであるが、即ち天平宝三年格は、中下戸以下の輸粟を免除するのである。かりに天平二年の義倉帳にあててみると、輸粟戸が安房國長狹郡では八戸から僅か二戸に激減し、越前國丹生郡では九戸から一戸に激減する。これと時間を無視した計算であるが、要するに中堅豪族層以下の負担が免除されたのであらう。かういふ実質的減税は、何時どうして行はれたか。結論だけをいへば、既に坂本博士の指摘された藤原仲麻呂の人氣取り政策の一つ、つまり中男、正丁、老丁、耆老の年令を一スる、繰はて諸資程賦課の年限を短くしたこと等と一冊のつながりを持つ改訂であらう。

以上要するに定戸の基準は輸粟戸決定の基準と密接な關係を持ち、全く政治的に決定さるべき向題であつたと思ふのである。従つて大宝三年の

戸籍と天平二年の義倉帳とについて、各等級に定戸された戸数を配列して比較すること等は、宮本氏のように「等級評価標準の相違によつて嚴密な比較は出来ない」といふ条件をつけられても、殆んど意味をなさないのである。また等外戸といふはその文字に引かれて極端な貧窮戸と考へる傾向が強いが、これも定戸の規程が変れば直ちに下々戸に編入され得るのである。全公民を定戸するか、或は貴族によつて定戸の対象を制限するかは、全く政治的に決定されるのである。荒川博士の計算によれば、伊賀の壺田三所六段、駿河の中等の馬二匹の価格に相当するといふ成年奴一口を所有する戸も、天平の義倉帳では下々戸にさへ入らないのである。また大宝二年戸籍で奴婢を全く所有しない上下戸が戸（半布型）、下中戸が五戸（半布型三、粟柄太型一、三井田型一）見えてゐるが、若しこの年に和銅八年格と同一の格による定戸が行はれたとすれば、直ちに等外戸に墮落するのである。このやうに等外戸の構成も複雑である。そしてこれはまた外の等級についても云へること

で、義倉帳に記された九等戸の構成が、奴婢の數に依るものであるかぎり、現実の社会生活に於ける貧富の構成は、或る限度までしかそこに投影されてゐない。循環論法ではあるが、美濃国戸籍に於いて、奴婢の數はそれのみで貧富の差を決定する標準になつてゐないからである。

七

義倉帳に記された數字は僅か二、三行に過ぎないが、それ故にその解釈には數十行、数百行が費されぬはならない。大宝令の義倉規定の変遷と運用を具体的に追求することによつて、大宝戸籍と関連させながら、私は義倉帳の史料的性格批判を一通り行つた。そして私の見解の主要なものは以上で盡さる。しかし、それが一つの試論に過ぎないことは誰よりも私自身よく知つてゐる。疑問の解決はあくまで今後に残されてゐる。そして一方例へば律令に於ける資賦の概念、奈良時代に於ける貨幣の流通、貨幣価値の変遷などの問題が明かにされることは疑問の解決を一歩進め

ることになると思ふ。この意味に於ても広く諸家の御教示を乞う次第である。

註一 安房国義倉帳は大日本古文書三所收の恒馬

国義倉帳（正統帳）に継承されてをり、その紙

に天平勝宝二年十月二十日の年月が記されてゐ

るので、この年のものと見る人が多い。しかし

安房国は宮本牧氏の指摘されたやうに（註五論

文註）、鏡日本紀によれば養元二年設置、天平

十三年上総国に併合、天平宝字元年再び分置さ

れてゐるから、竹内理三教授（寧楽遺文上）に

従つて天平二年のものとするべきであらう。

註二 「律令時代の農民生活」二章十節。但し

十一戸下中は十二戸下中の誤りとする。さう

しないと下下己上八十八戸にならない。

註三 「三等戸九等戸考」(史学雜誌一〇の九)

註四 「三等戸九等戸考」(史学雜誌一〇の一)

註五 「古代村落社会に於ける階層分化の一考察

」(史学雜誌六一の八) (以下単に宮本氏と

いへばこの論文を指す)

註六 「淨御原令の班田法と大宝二年戸籍」

二(史学雜誌六三の一〇)

註七 「戸籍より見た大室令前後の経緯」(書陵部紀要五)

書陵部紀要五)

註八 「養老律令の施行について」(史学雜誌四七の八)

四七の八)

註九 「我が律令時代の戸の等級」(日本史五二)

史五二)

註一〇 前掲論文

註一一 註一二 「続日本紀」同年日条

註一三 中田薫博士の復旧条文「度令と日本

令との比較研究」 「養老令と分の条」法編

史論集ヤ一所収による。

註一四 大日本古文書二所収

註一五 「日本奴隷経済史」三篇一章

註一六 「中古初期に於ける族制」(史学雜誌二〇

の三)

註一七 「表急について」(史地理八三の三)

註一八 前掲論文